

「情報提供票」提出のお願い



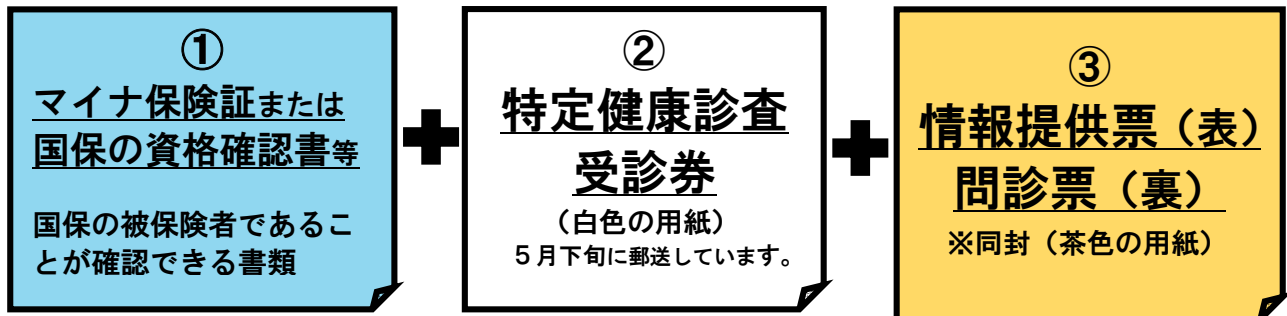
～特定健診 情報提供事業とは～

特定健診は生活習慣病の発症・重症化を予防するための健診で、病院で治療中の方も特定健診を受けていただく対象となっています。

日頃かかりつけ医で検査を受けている方は、その検査結果を医療機関を通して市にご提出いただくことで、特定健診を受診されたとみなされる制度が「**情報提供事業**」です。

★★★ 手 順 ★★★

まずは、次回の診察日に、下記の①②③を医療機関にご提出ください。



- ・情報提供事業にかかる**自己負担は0円**
- ・医療機関は、日南市特定健診指定医療機関に限ります。(裏面をご覧ください。)
- ・②の**特定健康診査受診券がない方(5月下旬に発送)**は、再発行いたします。再発行を希望する場合は、日南市健康増進課 ☎31-1129までご連絡ください。
- ・提出された情報提供票(茶色の用紙)は、医療機関から直接、市に提出されます。

情報提供票の医療機関への提出期限：令和9年3月31日

【特定健診の検査項目】

- ・身体計測(身長、体重、腹囲、BMI)・血圧測定・心電図検査
- ・尿検査(尿糖、尿蛋白、尿潜血)
- ・血液検査(空腹時血糖、HbA1c、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)、クレアチニン、尿酸)

年に1回の健診で体の状態を確認しましょう！
情報提供していただいた方の中で、生活改善のための
アドバイスを後日させていただくこともできます。



【注意事項】

- ・今年度、特定健診をすでに受けた方は対象となりません。
- ・診察の際に実施されている検査が、特定健診の検査項目に足りていない場合は、通院日に不足分の検査を受けていただくことになります。(足りていない検査の自己負担は無料。)
- ・実施されている検査内容や検査項目の数によっては、情報提供票のご提出ではなく、特定健診を受けていただいた方がよい場合があります。

★令和8年度から特定健診は**無料**で受けられます。特定健診は令和8年12月28日(月)まで